確定拠出年金向け説明資料

スパークス・新・国際優良日本株ファンド
（愛称　厳選投資）

特化型

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

① 主として、わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している株式の中から、高い技術力やブランド力があり、今後グローバルでの活躍が期待出来る日本企業に投資いたします。
② ベンチマークは設けず 20 銘柄程度に厳選投資を行い、原則として短期的な売買は行わず長期保有することを基本とします。
③ 株式の組入比率は信託財産総額の 50%超を基本とし、原則として高位を維持します。また、株式以外の資産への投資は、原則として、信託財産総額の 50%以下とします。
④ 市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

2. 主要投資対象

主としてわが国の株式を主要投資対象とします。

3. 主な投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。
② 外貨建資産への投資は行いません。
③ 新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
④ 有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。
⑤ スワップ取引は信託約款の範囲で行います。
⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
⑦ 投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑧ 金融商品取引法第 2 条第 20 項に定める取引(以下、「デリバティブ取引」といいます。)については、ヘッジ目的に限定して行うものとし、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、デリバティブ取引等(デリバティブ取引および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)の残高に係る想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。
⑨ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーは、信託財産の純資産総額の 35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. ベンチ―マーク

ベンチマークはありません。

5. 信託設定日

2008 年 3 月 28 日

6. 信託期間

2045 年 3 月 27 日まで
委託会社は、受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

7. 償還条項

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の口数が 20 億口を下回ったとき、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

8. 決算日

毎年 3 月 27 日(ただし、休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

信託財産の純資産総額に対し、年率 1.804%(税抜 1.64%)の率を乗じて得た額　内訳(税抜)：　委託会社　年率 0.90%
販売会社　年率 0.70%
受託会社　年率 0.04%

10. 信託報酬以外のコスト

■監査費用・印刷費用:監査費用、印刷費用などの諸費用は、ファンドの純資産総額に対して年率 0.11%(税抜 0.10%)を上限とする額
■その他の費用・手数料:組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、その都度信託財産から支払われます。
※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

購入申込受付日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関係政省に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者および運用指図者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「スパークス・新・国際優良日本株ファンド(愛称　厳選投資)」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

スパークス・新・国際優良日本株ファンド
（愛称　厳選投資）

特化型

投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

14. ご解約価額

解約申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した額

15. 信託財産留保額

換金申込受付日の基準価額に対して0.3%の率を乗じて得た額

16. 収益分配

毎決算時に基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないこともあります。分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。

17. お申込不可日

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止することがあります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問合せ下さい。

18. 課税関係

収益分配時の普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対する課税はなく、非課税となります。

19. 損失の可能性

当ファンドは、主として国内の株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、保険契約、金融機関の預貯金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額×保有口数
※基準価額が1万口当たりで表示されている場合は1万口で除して下さい。

22. 委託会社

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
（信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。）

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理・計算等を行います。）

24. 基準価額の主な変動要因

(1)株価変動リスク
一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

(2)集中投資の投資リスク
当ファンドは、分散投資を行う一般的な投資信託とは異なり、銘柄を絞り込んだ運用を行うため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は非常に大きくなる可能性があります。

(3)信用リスク
・組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。
・当ファンドは、ベンチマーク等を意識せず、弊社独自の調査活動を通じて厳選した少数の投資銘柄群に絞り込んで集中投資することとしているため、個別銘柄への投資において、当ファンドの純資産総額に対して10%を超えて集中投資することが想定されています。そのため、集中投資を行った投資銘柄において経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

＜その他の留意事項＞
●システムリスク・市場リスクなどに関する事項
証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に換金等ができないこともあります。また、これらにより、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。
※基準価額の変動要因（投資リスク）は、上記に限定されるものではありません。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則　信用リスク集中回避のための投資制限の例外」を適用して特化型運用を行います。そのため、一般のファンドにおいては、一の者に係るエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率として10%を上限として運用を行うところを、当ファンドにおいては、35%を上限として運用を行います。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者および運用指図者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■「スパークス・新・国際優良日本株ファンド（愛称　厳選投資）」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局に提出し、その届出の効力は発生しております。■投資信託は、株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。